

和子牛生産者臨時経営支援事業について

～和子牛生産者の皆様へ～

和子牛価格の下落に対応するため、臨時的に
和子牛生産者への支援を行います。



<事業内容>

市場等で取引される和子牛のブロック別※1平均売買価格(四半期別※2)が、発動基準価格を下回った場合に、事業に参加している和子牛生産者に対し、販売頭数に応じて支援交付金(平均価格と発動基準価格との差額の4分の3)を交付します。

<対象子牛>

対象となる子牛は以下2つの条件をいずれも満たす子牛です。

- ①黒毛和種、褐毛和種、無角和種、日本短角種、和牛間交雑種
- ②肉用子牛生産者補給金制度に登録済で令和5年1月～12月に販売された子牛

※自家保留・本人取りした子牛は対象になりません。

<品種区分毎の発動基準価格>

品種区分	発動基準価格(税込)
黒毛和種	60万円
褐毛和種	55万円
その他の肉専用種 (無角和種・日本短角種・和牛間交雑種)	35万円

※1 黒毛和種についてはブロック別(北海道、**東北**、本州関東以西・四国、九州・沖縄)、褐毛和種及びその他の肉専用種については全国1ブロックで算定します。

※2 黒毛和種及び褐毛和種は四半期ごと、その他の肉専用種は年間で平均売買価格を算定します。

<お問い合わせ先>

公益社団法人福島県畜産振興協会業務課(TEL:024-573-0514)

または所属のJA畜産課・配飼協などの肉用子牛生産者補給金制度事務委託先へご相談ください。